

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigogyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 **活動予定**

中央会の主な事業等活動予定（9月）

P.4 **チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～**

地域活性化を目指した新商品開発について（鴨川マザーズ企業組合）

P.6 **全国先進組合事例**

地域のためにみんなで仕事を作り、皆で働く労協船橋（企業組合労協船橋事業団）

P.7 **組合Q&A**

相続加入申出時に業法上の事業者としての地位を継承するまでに至っていない相続人の取扱いについて／組合士検定にチャレンジ!!

P.8 **シリーズ「躍進企業」**

鍋店株式会社（千葉県酒造協同組合）

P.10 **景況**

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（7月）

P.12 **ご案内**

平成27年度 中小企業組合検定試験

P.13 **中央会だより**

「中小企業需要創生法」が成立しました／健康づくり食生活講演会のお知らせ
「中小企業連携促進県大会」ご案内

P.15 **インフォメーション**

公正な採用選考のために

次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ



2015

No.601

9

■バックナンバーをWeb版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（9月）

平成27年8月17日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 理事会等の開催			
9/11	金	<u>千葉県商工労働部と中央会との意見情報交換会</u> 場所：ホテルプラザ菜の花	総務部 ☎ 043・306・3281
■ 中小企業連携組織対策事業			
9/8	火	<u>新分野開拓支援事業</u> 対象：臼井ショッピングセンター（協）	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
9/8	火	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県菓子工業組合	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
9/11	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉学習塾協同組合	商業連携支援部
9/19	土	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県自動車車体整備協同組合	工業連携支援部
9/30	水	<u>新連携・経営革新促進事業（中小企業連携促進県大会）</u> 対象：千葉県異業種交流融合化協議会、会員組合役職員等	経営支援部 ☎ 043・306・3282
■ 組合等基盤強化事業			
9/14	月	官公需普及促進懇談会	商業連携支援部
■ 全中補助事業			
9/25	金	<u>平成27年度外国人技能実習制度適正化事業</u> <u>第1回適正化講習会</u> 対象：外国人技能実習生協同受入事業実施組合 場所：ホテルポートプラザちば	設立相談室 ☎ 043・306・3285
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
9/9	水	ふさの国 商い未来塾（第2回）	商業連携支援部
9/30	水	ふさの国 商い未来塾（第3回）	商業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
9/26	土	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 サークル活動（ハイキング）	工業連携支援部
■ 組合構成員企業の経営革新支援			
<p>「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認を受けることにより、組合員企業の信用力が向上するとともに、経営目標の明確化や社員の意識変革につながることが期待されます。</p> <p>変化の激しい経済環境に即応できる「筋肉質な企業、になるためのきっかけ」として、経営革新支援制度を是非ご活用下さい。</p> <p>本誌P.12の「経営革新計画の策定支援について」を組合員の皆さまにお配りいただき、周知していただけますようお願いいたします。</p> <p>経営革新に係るご相談は、本会経営支援部までお願いいたします。</p>			経営支援部

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成26年度連携組織活性化研究会		
対象組合等	鴨川マザーズ企業組合		
	▼組合データ		
	理事長	小川 直世	住所
	設立	平成 24 年 12 月	
組合員	27人	業種	その他の小売業・飲食店業
テーマ	地域活性化を目指した新商品開発について		
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (Tel. 043-306-2427)		
専門家	有村コンサルティングオフィス 代表 有村 知里 (中小企業診断士)		

背景と目的

平成24年4月に新設された亀田医療大学から学生食堂を地域のうちに経営を委託したいとの要請があり、鴨川市商工会女性部メンバーが経営することとなって鴨川マザーズ企業組合（以下、組合）は設立された。

学生に親しんでもらいたいと、食堂の名称やロゴマークは学生から募集し、「亀ママキッチン」と名付けられて25年5月の開店を迎えた。南房総の新鮮な食材を中心に手づくりこだわったメニューでランチを提供している。親元を離れて入学している学生も多いため、「母親が手作りしてくれているような美味しさ」と評判を呼び、学生と教職員のみが顧客で、夏季休暇などは営業できないという特殊な環境のなか、経営を軌道に乗せている。

さらに組合が持つ「食材を活かす強み」を活用したいと、県内の鴨飼育業者から鴨肉を使った新たなレシピ開発の依頼があった。このため、半年ほどかけて多数のレシピを開発・提供し、商品開発の手応えを感じた。開発商品を地域

の土産品などにして販売することにより、新たな収益事業としたいという意向があり、勉強会を開催する運びとなった。

事業の活動内容

【勉強会1日目】

まずは地域産品として成功している事例から、その特徴を学ぶこととした。

岐阜県の農家の女性らが中心となって開発し年間20万本以上生産しているトマトケチャップや、神奈川県内のしらす加工品の事例を紹介した。いずれの商品も地元素材を活かしつつ、製造方針が明確で訴求力があることが特徴であり、成功要因である。

続いて、組合で開発する新商品について検討するため、組合としてこれまで取り組んできたことと課題について意見交換した。

組合では鴨肉のレシピ開発の依頼を受けた際、鴨のもも肉を使った「鴨の燻製」と「鴨ジャーキー」の2種類を試作品として完成させていた。これらを商品化する意向があったものの、鴨肉は県内産ではあるが鴨川産ではないこと、安

定供給にも課題があることが分かった。また、価格設定についても、原材料と食品加工のコストや流通、パッケージコストを踏まえると、一般消費者にとって買い求めやすい単価にはならないことが判明した。高級品としてPRすることも検討したが、現実的ではないと判断した。

鴨川に立地する組合として土産品を生産する際には、地元食材を活用することが望ましい。アイデアを出し合ったところ、地元の鴨川漁港で水揚げされる「しいら」を使ったオイル漬け（組合内では「シーラチキン」と呼んでいる）の商品化という新たな方向性が示された。

マグロのオイル漬けに似たこの商品は、既に食堂の厨房で加工してサラダ等で提供している。原料のしいらは地元漁師から入手可能でかつ原価が安いこと、食堂内で味付け加工が出来ること、魚のオイル漬けは誰にとっても親しみのある身近な食材であることから実現可能性が高いと判断された。

【勉強会2日目】

今回は「シーラチキン」を鴨川ならではの土産品として商品化する

るための検討を行った。
地元産品を活用した商品開発のよくある失敗例として、生産ありきで販売面の検討が十分にされず、結果として売れない商品ができてしまうことがある。

成功のする商品化への切り口として、実質的に価値があること（美味しさや利便性）以外に、独自性（地域性や希少性）、ストーリー（誕生秘話など）が挙げられる。これらにより商品のブランド力は高まり、消費者の購買意欲向上にもつながる。

そこで組合が商品開発に取り組み目的は、地元の食材を活かした商品開発を通じて地域振興に寄与することであり、可能な限り「鴨川」にこだわりたい意向が再確認された。こうした組合の思いを実現するために、単に「しいらのオイル漬け」ではなく、地元の農産物であるレモン、夏みかん、ゆず、菜の花等とのアレンジや、亀田医療大学の学生との連携も検討する。

く、鴨川に来る観光客や亀田医療大学の学生に「鴨川」のお土産として購入してもらうことを念頭に置く。
これらを組合の商品開発の大枠として定め、次回までに試作品を作成して、コスト管理、味、包装材料・デザイン等について協議することになった。
【勉強会3回目】
まずは地元食材を調達し調理した試作品の評価を行った。
試作品は次の5種類である。①従来から学食メニューに利用している、アレンジ無しのもの、②鴨川産レモンでアレンジしたもの、



▲シイラオイル漬けの試作品の一部

③鴨川産柚子でアレンジしたもの、④タイム（香草）でアレンジ

したもの、⑤しいらを原料にした「桜でんぶ」。

利用する地域資源や訴求力などを総合的に検討して意見交換を行った。その結果、②レモン入りと③柚子入りが組合が目指す地域活性化につながり、亀田医療大学の学生の帰省や観光客をターゲットにした「鴨川産」のお土産品になるのではないかと方向性が出された。

さらに、商品化に向けた意見交換では、流通コストや扱いやすさの観点から缶詰にすること、缶詰製造であれば地元の高校等との連携も可能であると提案があった。
これらを踏まえた今後の行動計画として、2016年夏の商品化を当面の目標とすることにした。

これは2015年の冬に鴨川産のゆずやレモンを確保し、2016年の夏に水揚げされるしいらを原料とするのが現実的だと判断したためである。しかし、それまでの期間に、レシピを完成させるための試作、亀田医療大学の学生を対象にした試食会の開催、商品のネーミングやデザインについて学生との検討、缶詰製造委託に向けられた交渉、原材料や人件費を含む原

価計算、原材料の仕入れルート整備、販売先開拓や広報・宣伝など、生産・販売の両面から課題解決が必要である。
但し、商品開発の進捗に伴って国の施策活用の可能性もあり、引き続き情報収集を図っていきたい。

事業の成果

3回の勉強会を通して、地元産の食材を活かした地域貢献をしたいという組合の初志を実現できる開発の方向性を探ることができた。

実際の商品化に向けてはまだ道のりは遠いものの、組合が得意とするレシピ開発力を活かしつつ、具体的な行動内容と実施時期が明確になったことで、課題解決を図りながら前進することができる。

今回の商品開発では、地域素材の活用だけでなく、学生との連携・開発協力の可能性、組合メンバーの団結力やネットワークの強みなども活用でき、鴨川ならではの土産品の完成が期待できる。これからの開発動向に大いに注目したい。

（有村 知里）

テーマ 女性の登用（活躍）による事業・活動の展開

地域のためにみんなで仕事を作り、みんなで働く労協船橋

企業組合労協船橋事業団

訪問介護や高齢者施設の食堂運営等を事業とする当組合は女性が活躍できる職場であるが、特に高い技能と意識を持った2人のリーダーの活躍を紹介する。

背景と目的

企業組合労協船橋事業団は昭和62年3月に設立された市民による地域社会事業を行うワーカーズコープちば（任意団体）を基盤としている。平成14年7月に介護事業（訪問介護等）を開始するに当たり、法人化が求められたため、働く人が組合員となり出資し、働き、経営する組合として企業組合を設立した。主要事業の一つ「ヘルパーステーションゆりの木」は地域住民の高齢化に伴い地域住民から介護事業の要請が大きかったこと等から事業を始めることとなった。2つ目の事業「ワーカーズコープ四季彩」は高齢者施設「高

根台のつどいの家」の中にある食堂において施設からの要請により、平成21年施設開設時から食堂運営等を行っている。

事業・活動の内容

介護福祉士で責任者・名久井はる江氏が働いている「ヘルパーステーションゆりの木」は訪問介護事業、障害者総合支援事業（以上は「介護保険適用」）のほかには介護保険適用外のサービスを行っている。地域のケアマネージャーとは綿密な連携を取ることに高い信頼関係を築いている。

調理師で責任者の本江れい子氏が働く「ワーカーズコープ四季彩」では、高齢者施設「高根台つどいの家」の食堂運営事業及び弁当の製作・販売事業等を行っている。オーナーとなる高齢者施設の運営団体株式会社生活科学運営等とは連携会議を持ちメニューの変更やイベントの企画等を提案している。

全ての職場では毎月1日、職員全員による「職場会議」を開催して話し合いを行っている。責任者は意見や希望を取りまとめ、必要な場合は理事会にあげて審議している。

成果・効果

「ヘルパーステーションゆりの木」はお客様との高い信頼関係を築いており、依頼される仕事は増加しており経営への寄与度は大きい（売上高は平成26年度に関して、前年比119%）。

「ワーカーズコープ四季彩」の事業のうち高齢者施設の食堂運営は比較的安定しており、弁当製作・販売その他の事業は今後も伸びることが期待される。

また、2人の責任者の介護調理に関する技能やノウハウのレベルも高いので、「あのレベルまで到達したい」という組合員も多く、目指すべき目標となっている。



▲ヘルパーステーションゆりの木でのヘルパー実技研修



▲ワーカーズコープ四季彩での「安心な地元野菜の手作り弁当」製作

企業組合労協船橋事業団

住所：〒274-0065
千葉県船橋市高根台6-2-20
設立：平成14年7月
出資金：10,850千円
電話：047-467-4920
URL：http://jigyodan.com
業種：介護、給食・配食業、教育サービス、放課後デイサービス、フードバンク等
組合員：53人
組合専従者：53人（うち理事7人）

組合 Q & A

相続加入申出時に業法上の事業者としての地位を継承するまでに至っていない相続人の取扱いについて

Q 7月20日、組合員が死亡し、8月13日、相続人の1人がほかの相続人の同意書を添えて、組合へ相続による加入申込書を提出した。

一方、砂利採取法による砂利採取業承継届書については、8月20日頃県の担当係りに相談し、9月2日、県へ届書を提出、9月29日付で県より受理通知書が発送された。

同組合理事長は、相続による加入申込みは、中協法第16条第1項中、組合員たる資格を有する者が定款で定める期間（定款では30日以内）に申出をしたときは組合員になったものとみなされるのであり、本件の場合、同組合としては、その相続人は県に対して砂利採取業承継届書を提出しておらず、かつ、知事からの同届出書の受理通知書も受けていないので、組合員たる資格を有する者に該当しない

として、相続による加入申し込みを認めていない。

この件については、同組合の理事会で加入を認めない旨議決がなされた。

「A」1. 中協法第16条は、特に死亡した組合員の相続人が組合員としての地位を獲得するについて、その手続きに関する例外措置を規定したものである。

すなわち、相続の場合には、組合の承諾、出資の払込といった通常の加入の手続きを踏むことなく、相続人の1人で、組合員たる資格を有する者が、定款記載の期間内に、組合に加入の申出をするだけで組合員となれるものとして、加入の特例を認めている。

2. 「組合員たる資格を有する者」とは第14条におけるように、組合定款の組合員資格規定に該当する事業者をいうが、第16条の相続加入の場合には、加入の特例を認めた同上の主旨から、「死亡した組合員の事業を承継した相続人」について、広く「組合員たる資格を有する者」と解すべきである。

3. 思うに、加入の申出の際に業法上の事業者としての地位を承継するまでに至っていないような場合であっても、近い将来その地位

を承継することが見込まれ、かつ、その地位の承継さえ行われるならば事業を実施できる状態にあるというような場合があり得るからであり、このような場合においては、当該相続人を「組合員たる資格を有する者」と解するのが妥当であると考える。

4. また、「加入の申出」とは、死亡した組合員の事業を承継した相続人が、その組合員の属した組合の組合員となることを欲し、組合員たるべきことの意味表示を行うことであり、その申出の方法は、組合員たるべきことを欲する意図がわかるようなものであれば有効であると解される。

5. 以上の事から、死亡した組合員の事業を承継した相続人は、届出時までに業法上の事業者としての地位を承継していなくても、組合員たることを欲する何らかの意思表示を定款記載の期間内に組合に対して行っていれば、第16条の相続加入の要件を満たしているものと思料する。

6. なお、一般に事業者が組合に加入しなければ採取数量の割当が得られず、事実上その営業活動が制限されるような場合においては、組合が正当な理由なく加入を拒否

することは、独禁法上も問題となるので十分留意する必要がある。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】組合の「定款」も「規約」もその制定・改廃は、総会の特別議決事項である。

【第2問】組合の「事業」の内容は、定款の絶対的必要記載事項である。

【第3問】「経費の分担に関する規定」と「使用料及び手数料に関する規定」は定款の絶対的必要記載事項である。

《解答》【第1問】×（定款の制定・改廃は、総会の特別議決事項だが、規約は普通議決でもよい。定款は組合が活動するに際し、組合員相互の関係、組合と組合員の関係等を律し、組合に法人格を与える基本になるものであるから、総会の特別議決事項としている。）【第2問】○【第3問】×（使用料及び手数料に関する規定）は徴収する場合には定款に規定しなければならないが、絶対的必要記載事項ではない。「経費の分担に関する規定」については絶対的必要記載事項なので、徴収する・しない、にかかわらず定款に規定しなければならない。（企業組合等一部の組合には経費の賦課が認められていない）

テーマ 東南アジア市場に対応した日本酒の香味生成と製販体制の強化

千葉県酒造協同組合 組合員企業

銅店株式会社

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」の作成支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が認められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のしぐしは？

当社は、元禄式（1689）年に創業を開

始して以来、常に品質の高い酒造りを目指して醸造を続けています。

日本酒の国内消費量・生産数量は長らく減少傾向が続いています。国内需要の減少に伴って卸の再編成が怒涛の勢いで進んだ結果、従来からの販売チャネルは急速に減少し、新たな販路開拓を独自に進めることが経営上の課題となっていました。

そうした折、グローバルな販売網を持つ米系酒類販売会社（ビーム・グローバル・アジア（以下、ビーム社））から、当社のプレミアム清酒ブランド「不動」シリーズの味わいが評価され、東南アジア市場への販売展開について働きかけがあったことから、当社の経営課題である独自の販路開拓に繋がると考え、現地の好みやニーズ等にも即応できるように、当社製品の国際化に対応した製販体制の強化に取り組んでいくことを計画しました。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『東南アジア市場に対応した日本酒の香味生成と製販体制の強化』

2. 計画期間

▽平成26年7月～平成29年9月（4年計画）

3. 内容

東南アジアの食文化に合った商品づくりなどにより、東南アジアでの販売力を強化させる。

新たな取り組みの特徴は？

● 従来の問題点

▼東南アジア市場における日本酒の嗜好性についての把握が不十分

海外の販売代理店との商談を重ねる中で、日本で美味しいと言われるブランド酒が必ずしもウケるとは限らないことがわかってきました。

先頃、東南アジアにプロモーションを行う上でのハブになると考えるシンガポールに向けて、初めての製品輸出を行いました。その時に選ばれた商品を例にすると、当社プレミアム製品「不動」のような「濃くて太い味」が好まれる傾向が見えてきました。東南アジア市場の開拓をより積極的に推し進めていくためには、現地の食文化や人々の官能評価に合った香味特性を絞り込んでいくための試作品づくりが不可欠です。

▼製造工程における非効率な生産性（需要変動への柔軟な対応が困難）

東南アジア市場と一口で言っても、輸出相手国ごとに酒への嗜好が異なる他、ボトル形態の好みやロット数の多少、国ごとのラベル表示等も様々であったり、当初は小容量且つ小ロット注文への対応が多くなるのが想定されます。また、フレキシブルな製品の作り置きに対応できない等の問題も生じます。

新市場の開拓期における輸出展開を強化するには、需要変動にも柔軟に対応していかなければならぬため、当社としては、製造工程を合理化することで生産効率を向上させる必要があると考えています。

▼お客様に「魅せる蔵」としての機能が不十分

海外市場への販路開拓に重要な役割を担う販売代理店からの当社への信頼を高めることが、輸出展開を強化していく上での重要な課題と認識しています。

海外バイヤーから見えて安心して販売できる日本酒（製造元）としての地位をさらに高めること、いわば、彼らとの信頼関係をより確固たるものにするための戦略的な取り組み（顧客接遇力強化に向けた本蔵のハード面及びソフト面の整備）が必要と考えています。

○新たな取り組み

▽食文化に合ったプレミアム商品を提案（専用酒づくり）

シンガポールをはじめとする東南アジア市場や新興国での販売を強化するため、現地の暑い気候や特有の食文化（刺激の強い香辛料、

味の濃い料理）を念頭に、日本酒の味わいをより相手国の嗜好性に即した香味特性に馴染ませていくための試作品づくりに取り組みます。

▽製造工程の合理化

洗瓶・瓶詰め・打栓を行う工程において、小ロット且つ多様なボトルへの対応が可能な多品種汎用ラインを構築し、瓶サイズ毎の段取り換えに要していた時間を大幅に短縮します。

▽本蔵の整備（顧客接遇力強化「魅せる蔵づくり」）

現在2拠点に分かれている酒造蔵を1号蔵（本蔵）に集約するとともに、海外バイヤーや成田空港からのインバウンド客を積極的に誘致、受入れ、プロモーションができる形態に轉換します。

今後の事業展開は？

今後は、販売実績のある北米を中心とした先進国への輸出展開を強化していくよりはむしろ、本計画の実行を通して、東南アジア市場での営業力、販売力ともに存在感を高めていくこと、更には、重要な卸先である海外販売代理店等からの評価を高めていくことで、営業力と販売力を一気に高める正のスパイラルに乗り、当社の経営を持続的な成長軌道に乗せていきたい考えです。

社長さんの一言

日本酒と言えば日本の伝統産業の典型で

あるといっても過言ではありません。しかしながら生産量の推移を見てみると、1974年の約1千万石からほぼ毎年減り続け、今では三分の一以下の300万石近辺まで落ちてしまいました。そして、この下落傾向はいまだに歯止めが掛かっておりません。そんな中、同じ醸造酒のワインは3兆円市場と言われていますが、日本酒の輸出はまだ500億円にも達していません。やはり海外の市場は非常に魅力的ですので、これから輸出をもう一つの柱と考え、その市場にどんどん進出していきたいと考えております。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します

☎043-306-3282



企業プロフィール

団体名：千葉県酒造協同組合
企業名：鍋店株式会社
代表者：大塚 完
所在地：成田市本町338番地
電話番号：0476-22-1455
従業員数：48名
業種：酒類製造業
E-mail：kan@nabedana.co.jp
URL：http://www.nabedana.co.jp
承認年月日：平成26年6月30日
支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成27年7月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は9から2に減少。「減少した」業種は9から10に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から6に減少。「減少した」業種は7のまま変化なし。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は2から1に減少。「悪化した」業種は6から11に増加。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は7から4に減少。「減少した」業種は10から8に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から7に減少。「減少した」業種は8のまま変化なし。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は8から3に減少。「悪化した」業種は11のまま変化なし。

製造業

豆腐製造

【県内全域】

不当販売をなくすよう、行政等に対応している。大手メーカーも国産大豆等の付加価値の高い商品に重点を置くようになってきている。

牛乳小売

【県内全域】

千葉県牛乳商業組合と千葉牛乳普及協会協賛による、健康寿命応援宅配キャンペーン平成27年10月～平成28年2月まで実施する。(口コミティブシンドローム)骨と筋肉を強くしよう、口コミ予防は毎日の牛乳からをテーマに取り組む。

印刷

【県内全域】

景況の変化について、7月の県内組合員受注売上は、6月と比較して5%～10%減少した模様です。世間では夏季賞与支給増加の報道、更には緊急経済対策のプレミアム商品券販売開始等、経済活性化策による刺激で需要が着実に活発化しつつあると考えていますが、円安・デフレの影響から物価上昇を主婦の95%が感じていますし、国民の75%が景気が悪いと感じているは、消費が振るわず景況感は悪化と判断。

外環道や物流倉庫がけん引役で出荷増が続いているが、7月は雨

の影響で減少した。新規契約が減少しており、長期的には不安が残る。

鉄工

【千葉】

景況の変化について、これまでの報告と変化なく、横ばい推移中。昨年度決算(平成26年)について、未だ7社が赤字決算となり、前年対比改善には至らなかった。

機械部品製造

【流山】

受注に良い時、悪い時の波があるが、波の周期が見えない。

機械部品製造

【柏】

単月では動きが増えても、先行きは不透明でかつ停滞。特に中国の低さが問題。業界動向は、難易度は高まる一方です。

金属製品製造

【船橋】

7月までは、計画生産順調だったが、8月以降減産傾向にある。

採石

【県内全域】

景況の変化について、7月は台風の余波により東京湾の波浪が強く、船舶での搬出ができなかった日が続く、出荷量の減少を招いた。今後とも、千葉県産の石材の需要があるものの、供給に制限がある。

土砂採取

【県内全域】

対前月比で洗砂・山砂ともに低調気味である。業界動向は、どこ

も悪化傾向にあるが、後半は好転するのではないかと希望的な期待をしている。

非製造業

【総合卸売】 【千葉県・東京都】

前年度は4月の消費増税の影響で第一四半期売上落ち込んでいたが、今年度は4月以降平年ペースの売上回復している。但し、円安影響・ガソリン価格の高騰からコストアップとなり、採算性は低調。団地の近隣に大型建設工事があり、工事人の通勤車両駐車場需要あり。

【建築材料卸売】 【県内全域】

景況の変化について、東京一極集中隣接県はあおりを食って低迷という構造はそのまま。オリンピック関連は見直しされるのだから、ゼネコンはそのまま受注体制維持。下請け孫請けの人手も確保したままなので、近隣県の本来やるべき工事が手つかず輸送も資材も様子見のままで停滞している。

【自動車解体】 【県内全域】

スクラップ価格さらに下落。業界動向は、本県ではないが、転廃業の話聞く一方、ものづくり補助金等の助成金を活用し設備を新

設する動きもある。

【乾物卸売】 【県内全域】

景況の変化について、引き続き低調だが、下げ止まりの傾向。組合の事業活動等は、千葉市と包括提携先であるセブンイレブンジャパンの協力を得て、海苔消費金額「首位奪還キャンペーン」海苔の町千葉」を展開中。千葉市内151店舗で「青混ぜ海苔」千葉海苔を使用した惣菜を販売。

【卸売業】 【茂原市】

景況の変化についてはあまり良好ではありません。消費の伸び悩みもさることながら、気温の上昇にも影響がありそうです。勝ち組と負け組の差があるように思われます。

【電気機器小売】 【県内全域】

景況の変化について、天候の関係で、エアコンの需要が活発になり、売り上げは増えてきたが、喜べる状態ではない。また見積もりの段階で、断れることが多い。価格が量販と違いすぎるからだと思われる。

【青果小売】 【千葉】

野菜類の価格が高止まりとなり、果物が思っていたより動きが悪い。仕入価格が下がらないので

収益はさらに悪化している。

【小売】 【東金】

ファッション関連品は、全体的に盛り上がり欠ける展開が続いている。夏のバーゲンも期待値には達していない。日用品関連は、動いているが客単価の減少傾向が続いている。食品関係は、商品の値上げも一段落したが客数が若干減少傾向。飲食店は、家族連れの飲食が減って客単価が減少傾向。

【小売・サービス】 【柏】

景況の変化について、商店会的には天候不順に悩まされた。中旬までの雨天続き、その後の高温真夏日の連続で来街者が少なく午前と夕方以降の販売と成った感が強い。以前と変わりチラシ広告を商工会で積極的に出しているが今一反応が鈍い。柏市のプレミアムチケット発行の下支えがあったので数字的には何とか持ち堪えた感が強い。

【遊覧船】 【鴨川】

7月は、欠航3日、途中欠航5日、濃霧5日等天候不順の日が続き、売上が伸び悩んだ。

【一般廃棄物処理】 【千葉】

平成27年度も四か月が過ぎた

が、大きく目立った変化はないものの、昨年度と比べるといくらか良い状況であると思います。

【学習塾】 【県内全域】

夏期講習の受講生がやや減少気味。

【土木建築サービス】 【県内全域】

景況の変化について、政府の地方創生への取組みが進められる中で、6月の日銀短観では、民需主導の景気回復で出遅れていた中小企業にも改善の兆しと報じられているが、中国経済の減速やギリシャの債務返済問題など、海外経済の動向をリスクと見る動きもあり、予断を許さない状況。

【建設】 【県内全域】

5月・6月と公共工事落札額は、対前年同月比劣後を続けてきたものの前月（7月）は、対前年同月比20%強の増加となり、やや回復の兆しがでてきた。11地区の内、約8割の地区で前月を上回った。特に千葉市発注工事を受注した千葉市内の企業が好調。

【貨物運送】 【野田】

組合の事業活動等について、Gマーク、交通安全マネージメントなどの必要性が益々大きくなってきました。

平成27年度
中小企業組合検定試験

1組合1組合士!!

中小企業組合検定試験は、全国中小企業団体中央会が中小企業庁の後援を得て、毎年12月（第1日曜日）に、組合における職務の遂行等に必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し、「中小企業組合士」の称号を与えるものです。

※現在、全国で約3,250名の方が組合士として活躍しています。

『組合役員の方へ』

いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要です。中小企業組合士は組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格です。あなたのチャレンジをお待ちしています!!

【試験日】平成27年12月6日（日）

【試験科目】「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目

【合格発表】

平成28年3月1日（火）

*3科目に合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます（認定には組合等での実務経験が3年必要です）。一部の科目について合格した場合、その後3年間はその科目の受験が免除されます。

【受験資格】中小企業組合の業務に従事している人、或いは将来従事しようとする人であれば、どなたでも受験できます。

【受験料】5千円

*一部科目免除者は3千円

【受験申込】願書受付期間（9月1日～10月15日）に願書に受験料を添えて本会工業連携支援部へお申込み下さい。

【試験地】東京（全国中央会7階研修室 東京都中央区新川1-26-9 全中・全味ビル）

なお、本会では、検定試験受験対策を兼ねた「組合運営実務（組合士養成）講習会」を開催します。
*10月14日～全6日間（毎週水曜午後）。参加申込み受付中（※詳細は、本誌に同封の開催案内をご確認下さい）。

◎お問合せは工業連携支援部まで

04333062427

組合運営実務（組合士養成）講習会 全6日

時間 月日	13:20 ~ 14:50	15:00 ~ 16:30
10/14(水)	中小企業論・中小企業組合論 組合制度(制度史)	組合会計 組合士受験の為の会計基礎
10/21(水)	中小企業等協同組合法の解説	組合運営論(通論・各論)
10/28(水)	税務に関する出題のポイント	組合事務管理の実務
11/ 4(水)	組合士受験の為の会計決算	組合運営 中小企業関係法律と諸施策
11/11(水)	中小企業団体法の基礎 商店街振興組合法の基礎 組合制度 問題演習	労務管理・労働法通論
11/18(水)	組合会計 問題演習	組合運営 問題演習

※組合会計に関しては電卓をご用意ください

「中小企業需要創生法」が成立しました

1. 法律案の主旨

経済の好循環を全国に普及させるため、創業間もない中小企業の官公需の受注促進と、消費者嗜好を捉えた「ふるさと名物」の開発・販路開拓により地域の需要創生を実現するべく、中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正しました。

2. 法律案の主な概要

(1)官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正

中小企業の官公需の受注機会の拡大を図る本法律を改正し、創業間もない中小企業者の受注機会の拡大を図るべく、次の措置を講ずる。

①新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）への配慮

契約の実績がなく受注機会が限られている、創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるよう配慮する旨を法定する。

②国の契約方針（基本方針）の策

定

新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るため、新規中小企業者等からの契約目標の設定や受注機会増大のための措置等を盛り込んだ、「国の基本方針」を策定する。

③各省各庁等（公庫・独立行政法人等を含む）の契約方針の策定

各省各庁等がそれぞれの実態に応じて、基本方針に即した新規中小企業者等との契約に関する「契約の方針」を策定する。

④契約実績の概要の公表

経済産業大臣は、各省各庁等が新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を公表する。

⑤独立行政法人中小基盤整備機構による協力業務

独立行政法人中小基盤整備機構（以下「中小機構」）は、各省各庁等の依頼に応じて、受注の機会に必要な情報提供の協力業務を行う。

(2)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正

都道府県が指定する「地域産業資源」を活用した中小企業の事業

活動を国が認定し、支援する本法律を改正し、消費者嗜好を捉えた「ふるさと名物」の開発・販路開拓の取組を促進することで地域経済の活性化を図ることを目的に、次の措置を講ずる。

①市区町村の関与

市区町村が、以下のような積極的な関与を行うことを法定する。

- ・都道府県が指定した地域産業資源の内容に意見を申し出る。
- ・中小機構から地域産業資源活用事業者等に対する貸付金の供給を受ける。
- ・中小企業による地域産業資源活用事業等を促進するため、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な施策を策定・実施するよう努める。

②地域産業資源活用支援事業計画の創設及びその特例措置

一般社団法人等が、地域市産業資源を活用した商品等の需要の動向に関する情報の提供等を行う地域産業資源活用事業を支援する為の計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。当該認定を受けた場合、当該計画に基づく事業に関し、中小企業信用保険法や食品流通構造改善促進法の特例

措置を講ずる。

③地域産業資源活用事業の拡充等

「地域産業資源活用事業」の対象に、地域産業資源である農林水産物の生産活動の体験や産業観光等に係る事業を追加する。また、地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合、その協力の内容等を地域産業資源活用事業計画に記載することができる。

◎詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。

健康づくり食生活講演会のお知らせ

日時 10月8日（木）

13時50分～15時20分

会場 千葉県教育会館 大ホール

（中央区中央）

内容 「新しい食品表示制度について」

講師 公益社団法人日本栄養士会

専務理事 迫 和子 先生

定員 500名

申込み先 千葉県栄養士会

TEL 043・256・1117

FAX 043・256・1804

千葉県中小企業団体中央会・千葉県異業種交流融合化協議会 共催

中小企業連携促進県大会 ご案内

9月30日に、千葉県中小企業団体中央会・千葉県異業種交流融合化協議会共催で「中小企業連携促進県大会」を開催いたします。

この会では、第1部に日本工業大学大学院教授の小田恭市様に、「ネットワークを活用した新事業創造」と題し、御講演頂きます。第2部では、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金成果事例発表」と題し、三井電気精機株式会社様と株式会社ファソテック様に御講演頂きます。ぜひ奮ってご参加下さい。

I. 講習会の概要

- (1) 日 時 平成27年9月30日(水) 14:30～19:00
- (2) 場 所 ホテルポートプラザちば
- (3) 内 容 下記(日程表)のとおり
- (4) 会 費 6,000円(交流会費)
- (5) 定 員 70名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

II. 講習会日程表

時 間	内 容
14:00～	受 付
14:30～ 14:35	主催者挨拶
14:35～ 16:05	<p>第1部 中小企業経営(経営戦略・経営革新含む)についての講演</p> <p>演 題:「ネットワークを活用した新事業創造」 講 師:日本工業大学大学院 技術経営研究科 研究科長 教授 小田 恭市 氏</p> <p>概 要:小田講師はこれまで国、地方自治体、特殊法人からの中堅・中小企業、特定地域の成長戦略に係る調査研究に従事してこられました。産業ビジョン、中小企業振興ビジョンなどの策定業務を通じて3,000人近い中堅・中小企業の経営者の声を聞くことによって、望ましき中堅・中小企業の経営者像、経営者の勘(感性)など、一般書物等からは得られない経営ノウハウを身に付けてこられました。今回、これまでの御経験から、中小企業経営における連携事例を御講演いただきます。</p>
16:05～ 16:15	<p>休憩</p> <p>※14:00より隣室にて「連携組織、企業等のPR関連資料展示室」を設けておりますので ご覧下さい。</p>
16:15～ 17:15	<p>第2部 中小企業経営者からの講演(経営戦略・経営革新について)</p> <p>演 題:「ものづくり中小企業・小規模事業者 試作開発等支援補助金成果事例発表」</p> <p>講 師:三井電気精機株式会社 代表取締役 早川 一成 氏 株式会社ファソテック 取締役 渡辺 欣一 氏</p> <p>概 要:第2部は平成24年度ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金 成果事例発表会を行います。三井電気精機株式会社様と株式会社ファソテック様 が実施したものづくり補助金によって、どのような成果があったか、具体的な事 例を発表していただきます。</p>
17:20～	全体交流会(千葉県異業種交流融合化協議会主催)

III. お申込み・お問合せ

お問合せ等につきましては、本会経営支援部(TEL:043-306-3282/担当:田中)までお願いします。

公正な採用選考のために

～男女差別以外に採用選考時に配慮すべき事項～

厚生労働省では、就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう雇用主の皆様方にご協力とご努力をお願いしています。

雇用主の皆様方におかれましては、公正な採用選考の考え方についてご理解いただき、差別のない公正な採用選考の実施に向けて積極的な取組をお願いします。

公正な採用選考の基本的な考え方

- 募集・採用選考に当たっては、応募者の基本的人権を尊重することを基本に、
 - ・ 募集に当たり広く応募者に門戸を開くこと
 - ・ 応募者の適性・能力のみを基準として採用選考を行うこと

が、特に重要です。

就職の機会均等ということは、誰でも自由に自分の適性・能力に応じて職業を選べることですが、この前提として、雇用する側が公正な採用選考を行うことが必要不可欠です。

採用選考時に配慮すべき事項

次の①～⑪の事項について、応募用紙（エントリーシートを含む）に記載させる・面接時において尋ねる・作文を課すなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

【本人に責任のない事項の把握】

- ① 本籍・出生地に関する事
- ② 家族に関する事（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 住宅状況に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 生活環境・家庭環境などに関する事

【本来自由である事項（思想信条にかかわること）の把握】

- ⑤ 宗教に関する事
- ⑥ 支持政党に関する事
- ⑦ 人生観・生活信条などに関する事
- ⑧ 尊敬する人物に関する事
- ⑨ 思想に関する事
- ⑩ 労働組合・学生運動など社会運動に関する事
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

【採用選考の方法】

- ⑫ 身元調査などの実施
- ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・J I S規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用
- ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

（注1）戸籍謄（抄）本や本籍が記載された住民票（写し）を提出させることは、①の事項の把握に該当することになります。

（注2）現住所の略図等を提出させることは、③④などの事項を把握したり、⑫の身元調査につながる可能性があります。

（注3）⑭は、通常、採用選考時において合理的・客観的に必要性が認められない健康診断書を提出させることを意味します。

- 詳しくは、都道府県労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

全国のハローワーク等への連絡先

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

厚生労働省トップページ

分野別の政策「雇用」

政策分野関連情報
「ハローワーク等所在地」

会員組合構成員事業主の皆さまへ

次世代育成支援対策推進センター(千葉県中央会)からのお知らせ

○少子化や共働きの増加に対応した働き方を整備

本会では、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画策定のためのご相談をお受けしております。

☆一般事業主行動計画の策定・届出について

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

☆行動計画策定の流れ

①自社の現状・ニーズ等を把握

- ☞行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握します。
- ☞例えば、過去5年程度を遡って以下のような事項を調べます。自社の課題が見えてくるはずですよ。▽妊娠・出産を機に退職する従業員がどれくらいいるか。▽子育て中の従業員がどれくらいいるか。▽育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用期間はどのくらいか。休業者が行っていた業務は、どのように処理されているか。
- ☞また、従業員のニーズを把握するにあたっては、以下のような項目を調べます。
▽ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向▽現在の支援制度に対する満足度▽仕事と子育ての両立で苦勞している点▽労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望▽今後、会社で検討・実施してほしい支援制度 など

②行動計画内容を決定

- ☞課題の優先順位づけ…ある程度課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけます。雇用環境の改善には一定の期間を要します。経営層の判断も仰ぎながら、優先順位を決定することも必要となるでしょう。
- ☞目標を決める…次に行動計画として盛り込むのにふさわしい目標を決定します。現状分析により得られた情報から、「行動計画策定指針」の「七 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を、行動計画の目標としましょう。目標はいくつでも設定できます。
- ☞目標は可能な限り、定量的な数値目標としましょう（例 平成〇〇年までに育児休業取得率を男性〇%、女性〇%とする）。
- ☞自社の両立支援の取組をチェックできる両立指標も活用してみましょう。
- ☞目標の計画期間を決める…計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定します。

③行動計画を公表し、従業員に周知を図る。

- ☞一般への公表…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を一般に公表します。公表の方法として、自社のHPへの掲載、厚生労働省が運営するサイトである「両立支援ひろば」への掲載、県の広報紙・日刊紙への掲載などがあります。インターネットが使用できない企業では、事業所の見やすい場所への掲示や備え付けでも差し支えありません。
- ☞従業員への周知…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を従業員に周知します。周知の方法として、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、従業員への配布、電子メールでの送付・イントラネットへの掲載などがあります。

④行動計画を策定した旨を千葉労働局へ届け出る

- ☞行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請により、千葉労働局雇用均等室に届け出て下さい。なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

⑤行動計画を実施。

- ☞行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みます。

お問合せ

ご相談は本会経営支援部 渡邊（推進員）、堀江まで（☎ 043-306-3282）